

公益財団法人練馬区環境まちづくり公社
自転車駐車場定期利用約款

(総則)

- 1 公益財団法人練馬区環境まちづくり公社（以下「公社」といいます。）が設置し、運営する自転車駐車場（以下「駐車場」といいます。）を定期利用する方は、この約款および利用案内看板に記載してある事項を承諾のうえ利用するものとします。

(利用方法)

- 2 当駐車場の利用時間は、利用案内看板で特に定めのない限り、24時間利用できるものとします。
- 3 定期駐車用ステッカー（以下「ステッカー」といいます。）を後輪カバー下部の見やすい位置に確実に貼付のうえ、定められた置場に駐車するものとします。
- 4 この駐車場は、より多くの方に駐車場所を提供し、放置自転車対策に寄与することを目的に、駅への利用者と駅からの利用者が重複利用することを想定しています。よってこの駐車場を車庫代わりに長期間駐車することはできません。

(定期利用の申込等)

- 5 利用申込の受付は公社の定めた受付期間に、定期利用期間1か月・3か月・6か月を単位に受け付けます。
- 6 定期利用の申込が収容台数に達したときは、受付を停止します。
- 7 前項の受付停止後は、補欠登録申込を受け付け、申込者の住所、氏名及び電話番号を記録して、空きが生じたときは申込順に通知します。ただし、身体障害者手帳、東京都愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は、優先的に通知するものとします。
- 8 前項の通知は電話または文書で行い、期日までに定期利用の申込がないときは、希望がないものとみなして次順位者に通知します。

(利用手続及び利用料金等)

- 9 定期利用の申込及び契約の手続は、公社の定めた方式によるものとします。
- 10 契約期間及びこれに対応する定期利用料金は、公社の定めたところにより、利用案内看板に記載します。
- 11 学生証の提示があったときは学生料金を適用します。
- 12 身体障害者手帳、東京都愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、生活保護受給証明書、中国残留邦人等の支援給付受給証明書の提示があったときは利用料金を免除します。
- 13 契約手続を終えた方には、定期利用カード及びステッカーを交付します。
- 14 途中解約をするときは、解約する月の末日までに解約届を提出のうえ、定期利用カード及びステッカーを返却しなければなりません。残期間が1か月以上のものに限り、公社所定の料金を払い戻します。
- 15 公社の責めに帰する事由により、契約解除するときまたは駐車場が利用できなくなったときは、公社所定の料金を払い戻します。

(定期利用契約の更新)

- 16 定期利用契約の更新は、公社の定めた方式によって利用期間満了月の月末までに行うものとします。ただし、場内掲示により特に期間の表示がある場合には、その期間中に更新を行うものとします。
- 17 前項の期間内に利用契約を更新しなかった方については、原則として利用期間満了の日に契約終了するものとします。
- 18 学生証、利用料金の免除に関する証明書等は、公社の求めに応じて提示するものとします。提示のない場合は、所定の利用料金をお支払いいただきます。

(定期利用カード及びステッカーの再交付等)

19. 定期利用カード及びステッカーは、紛失、毀損等の場合のほか、再交付しません。定期利用カードの再発行手数料は実費をお支払いいただきます。
20. 定期利用カード及びステッカーの紛失に起因する損害については、公社は一切の責任を負いません。

(利用上の注意)

21. 住所、氏名に変更があったときは、窓口開設期間中に住所等変更届により届け出てください。
22. 施設の利用は申込者本人に限ります。権利の譲渡・転貸はできません。また、利用者変更の名義変更はできません。
23. 利用者は、管理員から求められたときは定期利用カードを提示しなければなりません。
24. 利用者は、ステッカーを貼付してある自転車の修理等により代車を使用しようとするときは、管理員に申し出て代車承認票の交付を受けるものとします。管理員のいない時間帯で代車承認票の交付を受けることのできない場合は、駐車されている車両に注意札・警告札を取り付けることがあります。
25. 利用期間満了月の月末までに更新をせずステッカーの期限が切れている、あるいは利用料金の支払いをしているが自転車にステッカーを貼付していない場合は、警告（注意札の貼付、また、ステッカーの利用期限を黒マジックの二重線で削除等）のうえ、時間利用置場等へ移動します。また、放置車と公社が判断した場合は処分します。この場合、時間利用の利用料金および処分費用等の実費をお支払いいただきます。
26. 利用者は、盗難等防止のため自転車は必ず施錠するものとします。
27. 利用者は、故意または過失により駐車場施設、他人の生命・身体・財産に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
28. ごみ・汚物の散逸等、駐車場施設および近隣に対する迷惑行為はしてはなりません。とくに夜間は近隣に配慮し、静かに利用するよう心がけなければなりません。
29. 駐車場の利用について不正のあった場合や駐車場管理運営に支障を来すと公社が判断した場合は、以後の利用を禁止します。この場合、未利用期間の利用料金の払戻はありません。
30. 当駐車場は、皆様に有料で駐車場所を提供しご利用いただくもので、自転車等をお預かりするものではありません。駐車場内での盗難や破損等の事故については、公社は一切の責任を負いません。
31. ラックの置場については、ラックの規格制限に従い、タイヤ幅および重量等が規格に合わない自転車は駐車できません。